

町田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年 ) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の定年等に関する条例（昭和59年9月町田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「病院」の次に「及び保健所」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市職員の定年等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、<u>病院及び保健所</u>において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p>	<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p>